

平成 28 年 10 月 31 日
日本年金機構

事業主、船舶所有者の皆さまへ

熊本地震の発生に伴う厚生年金保険料等の納付期限の延長に係る納付期限の指定について

熊本地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

1. 延長されていた厚生年金保険料等の納付期限が定められました

熊本地震により延長されていた厚生年金保険料等（注）の納付期限が、平成 28 年 10 月 31 日付厚生労働省告示第 384 号及び同第 385 号により以下のとおり定められました。

（注）厚生年金保険料、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、子ども・子育て拠出金

定められた地域	定められた延長納付期限	対象となる 厚生年金保険料等
① 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町を除く地域 (以下「①の地域」)	平成 28 年 11 月 30 日(水)	平成 28 年 3 月分～ 平成 28 年 9 月分保険料
② 熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町 (以下「②の地域」)	平成 28 年 12 月 16 日(金)	平成 28 年 3 月分～ 平成 28 年 10 月分保険料

※上記の月分以降の厚生年金保険料等については、毎月翌月末の納付期限（通常の納付期限）に戻ります。

納付期限の延長の対象となる厚生年金保険料等については、送付しております納入告知書により、延長納付期限までに金融機関等の窓口で納付していただきますようお願いいたします。

* 納入告知書がお手元にはない場合は、管轄の年金事務所にご連絡いただければ、再発行いたします。

2. 厚生年金保険料等の口座振替を再開します

納付期限が延長されている間、厚生年金保険料等の口座振替を一律に停止していましたが、以下の通り口座振替を再開します。

また、上記の定められた延長納付期限の対象となる厚生年金保険料等については口座振替されません。お手数ですがお送りしております納入告知書により、延長後の納付期限までに金融機関等の窓口で納付していただきますようお願いいたします。

延長後の納付期限が定められた地域	口座振替再開の厚生年金保険料等	口座振替再開日
「①の地域」	平成 28 年 10 月分保険料～	平成 28 年 11 月 30 日（水）
「②の地域」	平成 28 年 11 月分保険料～	平成 29 年 1 月 4 日（水）

震災等の影響により、今後の口座振替による納付が難しい場合は、お手数ですが管轄の年金事務所に口座振替を辞退する届出をお願いいたします。

3. 厚生年金保険料等の納付が困難な場合はご相談下さい

震災等の影響により保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請することにより、「納付の猶予」を受けることができる場合があります。

納付期限までに保険料が納付されない場合、延滞金が発生する場合がありますが、猶予の制度を受けたときは、延滞金の全部又は一部が免除されますので、お早めに年金事務所にご相談ください。

※ 被災の状況や事業の現況等により、猶予を受けられない場合もあります。

●災害による納付の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納付期限から 1 年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

●通常の納付の猶予

災害による事業の悪化、売上の減少、取引先の倒産等の理由により、一時に納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な金額を限度として 1 年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

※通常の納付の猶予の申請には原則として担保が必要となります。